

令和3年8月

さつま町議会臨時会会議録

令和3年8月11日 開会

令和3年8月11日 閉会

さつま町議会

令和3年8月さつま町議会臨時会審議結果

令和3年8月11日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議案 50	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） （令和3年度さつま町一般会計補正予算 （第4号））	R3. 8. 11	R3. 8. 11	承認	—
51	令和3年度さつま町一般会計補正予算 （第5号）	〃	〃	原案可決	—

令和3年8月さつま町議会臨時会会議録

目 次

○8月11日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） （令和3年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第51号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
閉 会	15

令和3年8月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年8月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総務課長兼危機管理監	原 田 剛 志 君
財 政 課 長	富 満 悦 郎 君	保健福祉課長	佐 藤 秀 樹 君
町民環境課長	下 田 良 二 君	農 政 課 長	山 口 泰 徳 君
耕地林業課長	櫻 伸 一 君	建 設 課 長	野 田 真一郎 君
教育総務課長	早 崎 行 宏 君	学 校 教 育 課 長	界 敏 則 君
社会教育課長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
（令和3年度さつま町一般会計補正予算（第4号））
- 第 4 議案第51号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第5号）

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年8月さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、中村慎一議員及び6番、上別府ユキ議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日間に決定しました。

△日程第3「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第3号)(令和3年度さつま町一般会計補正予算(第4号))」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。それでは、「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」でございます。

これにつきましては、令和3年度さつま町一般会計補正予算(第4号)について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規程に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規程によりこれを報告し、議会の承認を求めるところでございます。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

令和3年度さつま町一般会計補正予算(第4号)について、7月の豪雨災害に伴う復旧経費の補正に緊急を要したため、令和3年7月11日付で専決処分をさせていただいたところでございます。それでは、「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」の内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

専決処分ということでございますので、先に予算を通して執行されている部分でございますが、避難所の関係の資料が出てきておりますので、このところお聞きしたいと思います。7月10日の深夜からの豪雨によりまして、こういう被害が出てきているわけでございますが、この中で、避難を強いられたところに対する警報体制、このところがどうだったのかははっきりしてもらったほうがいいのではないかと考えております。それと、避難所の開設が午前5時ということであったと思いますが、すでに午前3時の時点で非常に浸水被害が出ておりまして、当事者の皆さん方は、その現場から避難せざるを得ないといったような状況下にあったわけです。ですから、白男川の場合でも午前3時過ぎには隣接を起こして回ったり、起きない所は、車両の浸水被害とか農業機械の浸水被害といったそういう被害を受けたりしながら、命からがら逃げたといったようなところもありますし、孤立したところの救助といったようなところもあったわけです。ですから、中小河川の川内川本流ではなくて県管理河川の警報の関係、こういったところなどは、平成18年の災害の時からいろいろと要望書の中には書き込んでいた部分なのですが、そういったところをしっかりと15年間の間にできていなかったといったようなところがありますから、そういったところをしっかりと検証をしていただきたいと思います。警報を出された時点での対応。そういったようなところを現場はすでにそういう状態になっているのに、遅れたところをしっかりと説明する必要があるのではないかと考えております。

それから、避難所に職員の配置ができないということで、恐らく開設が遅れたのだと思うのですが、消防車庫等に臨時的に避難をさせなさいということで、そういう話をしながら進めたわけなのですが、非常に消防車庫そのものも避難所としては、畳はありますけれども臨時的なそういうものに対する対応といったのができていないところでありまして、テレビ等もないし、情報機器もないし、空調等もないといったところでございますので、その辺をこういう緊急時に避難をどういった形で誘導をするかといったところを、マニュアル的なところがちょっと不足しているような感じもいたしますが、そのところ現状等を説明していただければと思います。

○総務課長兼危機管理監（原田 剛志君）

今回の災害の避難警報等につきましては、今回の場合、天気予報等でも事前の予報が無く緊急時でありまして、それとまた夜間であったということでありまして、こちらといたしましては午前3時55分に避難ではありませんが、安全場所の避難の呼びかけをしたところでございまして、そのあと大雨特別警報が出たということで、避難の緊急安全確保の命令が出たということで、避難所の開設をしたところでございます。本来なら、予報とそういう部分で事前に情報収集ができた場合につきましては、事前に避難所を開設したり、周辺の方々への避難あるいは安全確保の呼びかけをしたりするわけですが、今回の場合は非常に予期せぬ予報が非常にできない段階での、しかも夜中ということもございまして、一応夜中に避難をされますと浸水地域での今度は二次被害的な部分があるのではないかとということで、いろいろと検討した結果、午前5時30分に避難所を開設したという形になっているところでございます。

中小河川につきましては、今現在水位計というものがついております。これについては、県河川でございますので、県で設置をしてあるようでございますけれども、先ほど言いましたように夜中、緊急的な大雨が降りまして若干周辺地域の方々の避難という部分が遅れたところがございまして、今後につきましては、県河川でございます。そういう部分につきましては、これ

はあくまでも一例でございますけれども、防犯カメラ等をつけて水位の状況を把握できるような体制とか、そういう部分は今後、県にも要望をしながら、なるべく早い段階での避難を呼びかけるような体制ができるように今後、検討していきたいと考えているところでございます。

○町長（上野 俊市君）

今回の大雨については、今、危機管理監が申し上げましたとおり、気象庁自体が予測をしていない状況の中で突然この線状降水帯が発生し、大雨特別警報が出された状況等でございます。ここの対応等については、その状況と十分勘案しながら対応してきたところではございますけれども、議員がおっしゃられるように、そういう非常時におけます対応、これにつきましては、このマニュアル等の関係について見直しもまた進めていきたいと考えているところでございます。

それから、中小河川の関係等につきましては、今、国のほうで流域治水の5か年のプロジェクト計画も進められるようであります。これは中小河川の整備、安全体制まで含めてのことかと思っておりますけれども、ここ辺りも国へしっかりと中小河川の在り方、警報、通報等の在り方についてもしっかりと要望をまた伝えていきたいと考えているところでございます。

○平八重光輝議員

先の全員協議会でも少しお尋ねしたのですが、虎居の避難所の件でお尋ねします。虎居地区の避難が必要であると思われる人数、どれぐらいを想定されて避難を呼び掛けられたのか。そして、あそこには何人ぐらい、今は新型コロナで非常に密にはできないということなのですが、何人ぐらいを想定されていたのか。実際はどれぐらいの人が避難できるのか。

それともう一つ、薩摩川内市がポンプの故障で浸水をしております。我がまちのポンプは、年に何回ぐらい、できれば月に1回ぐらいは試運転をされているものと思いますが、特に梅雨に入る時期は、念を入れて試運転をしとかなないと、「故障しました」、「浸水しました」というわけにはいきませんので、その辺の管理はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務課長兼危機管理監（原田 剛志君）

虎居地区公民館の避難者対応人数は、100名程度を予定しているところでございます。今回の場合につきましては、緊急放流が無い場合、通常はこれ以下の方々の避難があるのですが、今回は、緊急放流をするという予想で緊急的な避難をとということで薩摩中央高校にしまして、やはり平成18年7月の災害で浸水された地域の方々が避難をされるということで、人数的な部分について把握はしておりませんが、把握といいますか予想はしておりませんが、前回浸水した地域の方々は避難されるということで、薩摩中央高校のより広いスペースのある体育館に変更したところでございます。

○建設課長（野田真一郎君）

ポンプの件であります。町内で久富木川とか、川内川沿いの樋門のところにポンプを設置する場合、例年6月から大体10月を想定しております。ポンプ設置につきまして、大雨が降る予報が出た場合、その都度設置を行っております。また、発電機はリースとなっておりますので、その都度発電機も町所有のものもありますので、そちらを現場に持って行っておりますが、通常梅雨時期に入る前に研修会等を行いまして、そこで点検等を行っているところであります。

○岸良 光廣議員

まず、町長もですが、副町長にお願いしたいのですが、特に今回の豪雨もですけれども、近年「50年に1度」とか「100年に1度」の大雨というのが、頻繁に起きています。特にことしもまだ秋口まで何回そういうのが起きるかわかりません。その中で、町民の生命、財産を守るのは町長にあるのですよね。ところが一番問題なのが、中小河川の権限は県なのです。町には何の権限もない。一級河川である川内川本流は、国です。それに対して町長にいろんな問題が起きる

といろんなことを要求しなきゃならないし、また求めるのですが、その辺のところは本当にさつま町独自としてできるところと、できないところが非常に難しいところがあると思うのですが、その辺について副町長に県のほうとも今後、中小河川についてももうちょっと踏み込んだ形での災害の防止とか、あるいは避難、そういうものを先ほども中村議員も言われましたけれども、その辺のところを県と密接に詰めていていただきたい。特に、来年でなくことしまだ秋まで時間がありますので、こういう大雨が降るといってもまだ起きる可能性も非常にあると思うので、早急に河川関係についても県は県、国は国のほうとさつま町としてできるところ、できないところを踏まえて連携を深めていていただきたいと思うのですが、その辺についてもそういうお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○副町長（高田 真君）

ただいま議員がおっしゃるとおりだと思っております。県としては、北薩地域振興局あるいは県河川課へ、私も要望に行きたいと思っておりますが、さつま町だけではなくて近隣市町村、今回、薩摩川内市や伊佐市、湧水町合わせて一体となって要望していきたいと思っております。また皆さんのお力添えもよろしく願いいたします。

○中村 慎一議員

避難所の関係に関連してでございますが、ただいま樋門の問題等も出ておりますので、そのこのところの状況説明をいただきたいというのが一点であります。虎居の都市下水路の流末で浸水被害が出たわけですが、川内川からの逆流はなかったのか。樋門そのものは正常に機能したのか。そして、浸水被害そのものは内水での被害であったのか。ポンプは正常に機能したのか。その状況を御説明いただきたいというのが一点であります。

それともう一つ、避難の体制なのですが、あれだけの豪雨によります浸水被害があった時にハザードマップとか、そういったのはあると思うのですが、どこの地域を対象に避難をさせないといけないというそういう想定をされながらの、避難所の移設であったり、開設であったりそういったことをしないといけないのだろうと思うのですが、そういった対応というのがしっかりとできているのか、そこを現時的にどういったことだとそういう説明をしていただきたいと思っております。それによりましては、やはりこれから先、こういう緊急事態等は頻繁に出てきたとすると、そういうときのための対応というのが、しっかりと事前にできなければいけないと思っておりますので、現在どういった状況であったといったような説明がいただければ有り難いです。

○建設課長（野田真一郎君）

虎居樋門の管理につきましては、ポンプ車の関係は、国土交通省のポンプ車が配備されております。そちらのほうで排水していただいたのですが、現場の私共も国交省にお願いしているものですから、そちらのほうは確認していないのですが、内水が相当内陸地に降っているのです、その内水が上がってきたことも想定されるかなと、そこは限定できないのですが、もちろん川内川も上がっていますし、樋門管理も正常にやっていただいたと考えておりますので、内陸地の雨水が多かったということが上がってきた原因ではないかと、想定するところであります。

○総務課長兼危機管理監（原田 剛志君）

避難所の設置の関係でございますが、ハザードマップとかいろいろなそういう部分を参考しながら、避難所の設定はやっているところでございます。今回の場合については、先ほど言いましたように緊急放流をするということで、2か所ほど別な変更をしておりますけれども、今現在第一避難所と各地区でしている分につきましては、通常の大雨あるいは台風等でも支障がないところに設定しているところでございます。

○中村 慎一議員

最後にしたいと思います。10日の午前11時に川内川本流の緊急放流をするということで、町長も腹をくくったと言ったような発言をされましたけれども、川原町とか、以前災害を受けた方々は「逃げないといけない」、「ずっと逃げていた」と言ったようなところなのです。こういう状態で、鶴田ダムの緊急放流があった時に河川堤防とか、分水路とか、輪中堤とかいろんな形で整備はされてきておりますけれども、そういった時に事前に避難を誘導するという時に、どういった地域を避難させるか、そして、何人規模の避難所を設営しないといけない、そういうシミュレーションというのはされていなければいけないと思いますけれども、そういった点等について、現状をちょっと説明していただければと思います。

○総務課長兼危機管理監（原田 剛志君）

避難所の関係につきましても、先ほど言いましたようにいろいろな災害等を考慮しながら収容人員、そういう部分を検討して配置しているところでございます。今後におきましても、緊急時あるいはそういう部分も出てくるかと思っておりますけれども、そういう部分を考慮しながら、避難所の再確認という部分もしていきながら、住民の方々が安心安全に避難できる場所の確保はしていきたいと考えているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」は、承認されました。

△日程第4「議案第51号 令和3年度さつま町一般会計補正予算
（第5号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第4「議案第51号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

「議案第51号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてでございます。これは、農地農業用施設災害復旧費に要する経費及び道路・橋梁・河川災害復旧費、災害対策費、畜産業費、林道施設災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,665万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億6,800万円とするものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第51号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○川口 憲男議員

今回の予算で農地災害費用が相当組んでありますが、復旧工事事業の予算の中には、土砂が崩れて田んぼに流入した土砂の撤去、そういうところも入っているのか。それと、土手の修正が相当出ていると思うのですが、どこまでこの予算でできるのかお伺いいたします。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

ただいまありました、今回の補正につきましては、公共災害にかかるもの件数としまして、664件の測量設計業務委託を計上してございます。工事費については、これからまた補正等をお願いするところでございます。

また、農地の埋設こういったものにつきましても、そうした測量の中で被害額は40万円以上ということが公共災害の基準がありますので、そちらのほうでかかる分については、この測量設計、それから言われました畦畔等の崩壊、そういったものについての測量設計でございます。また、40万円以下のものについては、町単独事業ということで、そういったものの利用についても各土地の所有者又は耕作者の皆さんへ説明をしているところでございます。

○川口 憲男議員

災害復旧に対する測量設計業務が主ということで了解いたしました。ただし、町単独事業の中で40万円以下の分については、早急に事業ができるのではないかと考えておりますし、先般の全協の中でも町長にお願いといたしますか、要請しました費用の件で、どうしても水田等に相当な土砂が入り込んで、全然手が付けられない、水田が全然機能していないということが半分以上あるところもございます。そういうところについては、町単独事業の40万円以上のところで事業ができるのではと思いますし、そこ辺りの対策は、耕地林業課でも随時進められていると思うのですが、この設計業務以外で早急にできるという箇所は、何件ぐらいあるのでしょうか。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

早急にといたしますか、今、調査等を行いまして、災害査定に向かって準備等しているところでございます。

当然、補助率等そういうことを考えますと、公共災害のほうにかかるのが一番補助率的にもい

と思いますので、特に夜星川とか河川沿いのところがかなり被害が出ております。そういったところについては、公共災害でなんとかできないかということで考えております。

また、小さな1枚だけ崩れてきたりとか、40万円以上が上がらない部分につきましては、先ほど言いましたように町単独で対応をすることにしております。なお、町単独の全ての件数といえますか、こちらのほうで町単独だけでなく小災害ということで把握しているのは、270件ということで把握しております。

○岸良 光廣議員

補正予算説明資料の2ページの一番上段、7月豪雨災害復旧事業として事業費5万円以上、上限20万円として補助率が変更されているのですが、従来は個人の土砂流入については、福祉のほうで10万円というのがあって、今回これを大幅に変更してもらったのですが、この変更した内容というのは今回だけなのか。あるいは、今後も例えば今までは10万円までだったのですが、今回の変更によると5万円以上が対象として上限20万円、2分の1を補正するとなっておりますが、今後はこれを全て適用されるのかお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

ただいまの御質問でございますけれども、従来福祉サイドで行ってまいりましたこの土砂除去の関係等につきましては、年齢が65歳以上というような条件等が付されていたところでございます。基本的には、この年齢の条件を撤廃いたしまして、やはり頻発する豪雨災害等がございます。これによれば、やはりしっかりとした対策を取っていく必要があるというようなことから、今回上限を20万円として、今後のこういう大雨等の災害には、適用していきたいと考えているところでございます。先ほども岸良議員からありましたように、まだまだこれから台風シーズン等を迎える中にありまして、いかなるこういう災害等も発生するかわからない状況等もございます。やはり、被災をされたところについては、速やかに復旧ができるような形での対策を講じたいということで、今回見直しをさせていただいたところであります。

○新改 幸一議員

今回の災害で、自分の農地、田畑が相当な被害に遭われた方、本当に大変だと思います。お見舞いを申し上げたいと思います。

先ほどから説明があるわけですが、とにかくスピード感を持って早急な復旧工事が終わることをみんなが願うわけですが、ただいま説明がございましたように、かなりの設計委託料が莫大な金額に上がっているわけですが、まずはスピード感を持って、とにかく災害復旧を終わらせると。2年、3年かかるかもしれませんが、こういう流れのもとに、今回の災害でさつま町に対する測量設計業務の委託、設計コンサルタント、何社ぐらいの協力があってそういう流れを進めようとしていらっしゃるのか。

そして、また一方では、職員の皆さん方も残業をしながら頑張ってもらっているわけですが、こういう設計の上がりが期限を設けて発注してあるものなのか。そこあたりの流れがわかっているれば教えていただきたいと思います。

それともう一点は、全く災害とは違うのですが、町営住宅管理費の中で永尾団地の火災の関係の撤去工事が出ておりますけれども、この町営住宅の火災の原因等がわかっているれば教えていただきたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

今回の災害復旧にあたりましては、今、議員の方からありましたように、迅速に進めるというのが大前提でございます。我々も特に事業課においては、夜遅くまでかかってこの準備を進めているところであります。今回の復旧にあたりましては、国等につきましても御理解をいただき

まして、災害査定の簡素化ということで、従来現場に赴いて行っていた査定等についても、机上、机の上での災害査定というようなことも金額も若干上げられて対応するというごさいます。

それから、この災害復旧にあたりましては、いち早くコンサルの関係、地元業者という取扱いをしておりますけれども、これが4社ございまして、ここの業者の方々につきましても災害復旧を速やかに、箇所の調査等も行っていたところでございまして。

今後の測量設計の委託の関係等については、地元業者を最優先しながらも先ほど申しましたように、地元は4社と少ない状況等ございまして。この4社で全てをとというのはなかなか難しいところもあるようございまして。平成18年の災害等におきましても、やはり近隣の業者を数社入れてこの設計委託も行ったという経緯もございまして、そのような形になるかと考えているところであります。

○建設課長（野田真一郎君）

ただいまの新改議員からの御質問ですが、永尾団地の火災につきましては、消防からは延長コード、コンセントケーブルからの出火の疑いということでお聞きしております。

○上久保澄雄議員

私は法定外公共物の関係について質問をさせていただきたいと思ひます。説明資料の中では、里道の整備、いわゆる赤線の関係。これについては毎回、被害が生じる場所については、ほとんど同じところが被害を受けている。生活道路として利活用がされているところ。それを利用されているのは、非常に高齢者の方々が住んでおられる地域が多い。従来の補助率で、町としては補助をします。ただし、手出しが5割あります。ということでもありますので、毎回こういう状況では、恐らく個人ではされない。地域が一緒になってされるのではなからうかと思ひますが、ここはやはり何とか町として、町長は今回新しい政策として、「それは全部、町でみっが」とそれぐらいの新しい政策としての打ち出し方というのは、検討はされなかったものかと思ひます。この後、具体的な建設にかかる、耕地の関係など事業が出てくれば、それに対してもやはり個人の負担というのが生じてまいりますので、ここは本日、出ておりませんので質問はいたしません。が、里道関係について町長としてもうちょっと考ぐつどといったようなお考えはないのかどうか、質問をさせていただきます。

○町長（上野 俊市君）

里道整備の関係等につきましては、これまで議会等でも質問を出されてきているところでありまして、今回の災害を受けまして、里道関係につきまして被害が出ている状況等もございまして、今回見直しを行ひまして、今まで上限が30万円のところを50万円に引上げ、それから補助率につきましても30パーセントを50パーセントというところまでは見直しを行ったところございまして。どの程度の利用が出てくるか、まだ未確定な部分等もございましてけれども、現在のところは、こういう見直しをしながら進めていきたいと考えているところではございましてけれども、今後の状況等に応じては、更なる見直しも出てくるのかと思ひているところではございまして、今回の補正に関しては、このような見直しを行ひまして、この補正をさせていただいているということでお理解いただきたいと思ひます。

○平山 俊郎議員

お尋ねします。段階を踏んで工事に移るわけですがけれども、まず測量、査定、そして入札ですね。そういう全体的な査定を経て工事に移るわけですがけれども、これは全体を通してやるのか。あるいは道路陥没などの非常に危険な場所があります。そういう場所は、早めに査定、入札をしてやるのか。それとも全体的にやるのか。そこのお聞きしたいと思ひます。非常に陥没などで危険な場所がいっぱいあります。ですから、全体の査定が終わるまで入札はないのか。そ

ういう危険な場所については、別に考えておられるのか。そういうところを質問したいと思います。

○建設課長（野田真一郎君）

今、平山議員からの今後のスケジュールについてなのですが、緊急的にどうしても通行ができないところは、先ほど御承認いただきました予算の中で、専決の分で応急的に応急仮、また応急本工事等で通行の確保は今、行っているところであります。そういうところについては、とりあえず通行の確保が大前提ですので、そういう箇所については、できるだけ早く復旧を行いたいと思っておりますが、今、国から示されている予定では、9月13日の週から毎週6週、災害査定がある予定であります。予算のほうには工事費等はまだ組んでありませんので、9月の補正で工事費については、ある程度の工事費を確保させていただきたいと考えております。ただこれも査定が11月1日の週まで、大体1班20件から25件ぐらいを査定していくと、国からきておりますので、どうしても最終週にはさつま町には2班入る。最高50件ぐら見られる予定となっております。そのようなスケジュールで、一挙に全部240何件見るということはありませんので、どうしてもそこにはタイムラグがどんどん出てきます。査定が終わった段階で、許可いただいた分については、9月以降予算がつきましたら発注していきませんが、最終的にはやはり来年度までかかる、来年度までは確実にかかる。全部の災害が終わる時には、来年度までは確実にかかると考えているところであります。

○上別府ユキ議員

前回の第2号補正予算の時に、宮之城温泉プールの改修工事で4,950万円の補正が上げられたのですが、今回1,870万円の雨漏り補修が出ておりますが、別なのですか。前回確認した時とは。

○社会教育課長（永江 寿好君）

今回の補正につきましては、温泉プールの隣にありますトレーニングセンターの雨漏り改修でございます。別でございます。

○上別府ユキ議員

合わせた金額が6,820万円ほどとだいぶ高額になってまいりますが、改修と維持管理にこれだけかけていきますと、今後の活用というのも十分考えていかなければならないところもあるかと思いますが、雨漏りであればしょうがないというところなのでしょうか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

今回のトレーニングセンターにつきましては、187万円でございます。桁がちょっと違うかと思いますが、今回雨漏り補修をするのはそういうことでございます。

○新改 秀作議員

まだ工事費は計上されておられませんけれども、町長の基本的な考えをお聞きしたいのですが、今回、災害で何人の方が農業に対する意欲がない。「今のうちに米作りはやむかいかね」という話も二、三人お聞きしました。そういった中で当然工事をすれば負担金が出てきます。去年も負担金も払って、またことしも払ってというようなことで、今の農業を経営されている方は、非常に頭を抱えていらっしゃると思うところでございます。そういったことで、まだ期間はありますけれども、町長の今回だけはもう町単独の3割が7割になったのですけれども、そういう関係、今回だけはというわけにはいきませんが、どのようなお考えを持っているのか。当然、河川支流の土砂の除去に対しても相当なお金もかかりますし、非常にそういうことを考えたら作ってもらわないと耕作放棄地として残って、相当大変なことになるのではないかと思うところでありますので、今から予算を工事費は計上されるわけですが、できれば条例改正までしていた

だきたいのですが、考え方を伺います。

○町長（上野 俊市君）

農地・農業施設等の災害復旧の関係でございます。最初に、国庫補助の対象となる事業等につきましては、今回激甚災害の指定を受ける見込みがあるということでございまして、この激甚災害の指定になりますと、農地災害では95パーセントを超えるような率、農業施設等では98パーセントを超えるような高い率での補助事業で施工ができるということでございます。このことから、今回最終的にどの程度の補助率になるかというのは、今後の査定、それから補助率増高等の部分もございまして、受益者の負担につきましては、事業費からこの補助率にかかる補助金の額を除いた金額を負担していただくということでありまして、本町の現在の要綱では、20パーセント以内の負担ということとなっておりますことから、このようなことで激甚災害の指定を受けると、受益者の負担についても非常に少なく済むというような状況等になるところでございまして、この国庫補助事業にかかる部分につきましては、現在のところ分担金の率で考えているところでございます。

それから、町の単独災害の関係等につきまして、40万円以上が補助対象ということになっておりまして、本町におきましては、事業費が40万円未満の事業について対象としているところでありますが、先ほど議員の方からもございましたように、農業を営んでいらっしゃる方につきましては、今回の災害等におきまして、「大きな負担がいつたれば田んぼは作らん」という声が出ていることも私も承知しているところでございます。このようなことから従来30パーセントの補助率でございました災害復旧にかかる分につきましても、70パーセントに引上げてこれを対象としていきたいということで考えているところでございます。農地関係等につきましては、やはり個人の財産でもございます。これを100パーセント町が負担するということにつきましては、やはり町の単独となりますと町の税金を使うわけでございますので、ここについては一定程度の負担は必要かなと思っているところでございます。70パーセントがまだ低いというお言葉もいただいている部分もございまして、40万円未満の工事での70パーセントの補助ということで、現在のところは考えているところでございます。これにつきましては、近隣の状況等もいろいろ勘案しながら、状況に応じてはまた見直しをしていく必要があるのかと考えているところではございますけれども、今回の関係につきましては、これで適用させていただきたいと考えているところでございます。

○新改 幸一議員

素朴な質問になって申し訳ないのですが、今回こうしてさつま町からの要望書等も国土交通大臣とか、農林水産副大臣に町長名で要請書を上げてもらって大変ありがたいわけでございますが、平成18年度災害からの流れの教訓もあるのですが、まだ概算の、概算の概算ですからなかなか数字的なことは難しいところもあると思うのですが、今回の水害に対する大体総被害額というのが、48億円ぐらい被害にあったという報告は受けているのですが、さつま町として国・県いろんな災害補助金等もいただくという言い方は良くないですが、要望しながら流れが決まってくると思うのですが、町長、概算でいいですから、今度の災害でさつま町は一般会計から独自に自分の自腹としてどれぐらい考えちゃかんないかのかなというところが、町長が平成18年度災害を見たときに、さつま町はこひこぐらい自腹をきらんないかんどねと考えていらっしゃるものか、わかっていれば教えていただきたいと思っております。

○財政課長（富満 悦郎君）

ただいまの御質問でございますが、平成18年度災害の時の資料を参考にしますと、補助災害で約24億円の災害が出ておりまして、最終的にこれは補助災害だけの話ですけれども、起債対

象とならない部分もありますので、概ね10パーセント、1割ぐらいは一般財源が必要であると
考えているところでございます。

○橋之口富雄議員

先ほどの町営住宅の件でちょっとぶり返すようですが、永尾団地が火災をしたということで、
この火災保険とか、これは入居者があった分でしょうか。その時の家財保険なんかはどうなっ
ていましたでしょうか。それと、住民の保障なんかは。そこをお聞きしたいと思います。

○建設課長（野田真一郎君）

橋之口議員の御質問であります。永尾団地につきましては、町で建物の共済金を掛けており
ます。その中の例えば個人の財産の部分については、通常、例えばアパートとかマンションと
か住まれる場合にも個人で、自分の家財については家財保険を掛けていただいておりますので、
今回火事になられた方々が掛けていらっしゃる方もいらっしゃいましたので、家財については個
人、建物については町のほうで掛けた保険で適用になっておりますが、今回撤去費用のところ
で、1戸あたり100万円、1棟2戸のところでしたので、200万円の共済金がおりにいるとい
うことで、歳入のほうでもみさせていたいただいたところでもあります。

○平八重光輝議員

説明資料の中の3ページの真ん中よりちょっと上のところですね。設計業務の件でもちょっと
お尋ねしますが、先般議会でも災害現場を総務課長の案内で見させていただきました。何年前か
は覚えておりませんが、10年それ以上前かもしれません、全く同じ場所が同じように、
同じ場所がといいますか、上流下流はありますけれども、壊れております。それも相当ひどく壊
れておりますが、この設計をされる時に、同じようなまた設計をされるのか。同じようなところ
を同じように設計をして復旧工事をされても、また壊れる可能性が非常に高いと思います。抜本
的に河川改修を含めた工事といいますか、設計をしないと、また何年後にはこういう災害が起
こる可能性もあります。災害も大きい小さいありまして、先ほど同僚議員が言いましたように、
毎年のように災害が出て作る意欲もなくなるということがないような対策を取っていただかない
と。基本的には原状復帰だというお話を聞いております。平成18年度災害の時でしたか、川原
町から時吉へ抜ける道路の橋が壊れまして、その時に私は「歩道を作っていただけませんか」と
言いましたら、「災害復旧は原状復帰ですからできません」という答弁をいただきまして、それ
でも今、ポールを立てて危なくないようにしてありますけれども、あの頃はまだ子供さんも通学
される方もたくさんいらっしゃって危ないですから、また最近、通学路で事故等も起きており
ます。それはまた別な話になりますが、災害復旧は基本的に原状復帰なのか、あるいは次の災害
が出ないように河川の改修を含めた設計というのはできないものか、国への働きかけとかできな
いものかお尋ねします。

○町長（上野 俊市君）

今回の災害につきましては、特に県の管理となります河川等の被害というのが非常に多かった
ところでございます。議員からもあるように、中には数回同じようなところの箇所が災害を受け
ているというような現状等もございまして、ここにつきましては、7月の災害後、塩田鹿児島県
知事を最初に、それから国土交通大臣、内閣副大臣、それから先般の農林水産副大臣とお見えに
なられた際につきましても、この災害復旧の在り方、災害復旧につきましては、議員のおっしゃ
られるようにこれは原形復旧が基本でございます。それではございますけれども、やはり抜本的
な改修を行っていただきたいということは、各機関のほうにもしっかりと要望書も出している
ところでございます。7月末に行われました北薩地域の行政懇話会というのがございましたけれど
も、この中におきましても県河川の単なる復旧だけではなく、抜本的な改修を行っていただき

いというような要望もいたしております。これには相当な事業費がかかりますことから、国につきましては、財源措置について十分な計らいをお願いしたいということで要望をしているところでございます。今後におきましても、先ほど副町長が答弁しましたけれども、県当局へもしっかりとこの関係等については、地域住民の声を届けていきたいと考えているところでございます。そのように御理解いただきたいと思っております。

○中村 慎一議員

先ほど新改議員のところでは負担金の問題が出てきておりますけれども、ここで再度確認をさせていただきたいのが1件ございます。

この負担金で昨年度からの旧災害等で、災害復旧工事をする中で負担金が確定をして、支払いをしないといけないという状況下で、また再度同じところが災害にあつて、工事が済んだあとまた重ねて負担をしないといけないという事例もあるようでございます。それについても旧来と通りの取扱いをされるおつもりなのか、そこのところを教えていただきたいと思っております。

それから2つ目です。測量設計業務のところでは求名の前川の浸水被害のところで、相当施設そのものが被害を受けておまして、これらのところの測量設計業務の中に前川のところが入っているのか、そこを教えていただきまして、先ほどから住民の声を届けていくといったようなことでございますが、求名の毎回増水被害を受けていらっしゃる地域ということでもありますけれども、被災者の皆さん方がどういう考え方をされていらっしゃるのか、そこを聞いていらっしゃるのか、そこをお聞きしたいと思っております。

○建設課長（野田真一郎君）

先に私から、求名の前川の被災者の方との、何というか、お声は申し訳ないのですが私が把握してないところであります。職員が現場に行っておりますので、そちらでは聞いてるかと思っておりますけれども、私のほうは現在、まだ被災者等の声は聞いてないところであります。申し訳ありません。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

先ほどありました、分担金の関係でございます。昨年した工事のところが壊れたと、今回の雨の関係でございます。当然手直しの形であれば、そういう形で行う部分もでございます。ただ、前年より災害の延長が延びていると、次のところが壊れたというのであれば、ことしの災害というような形で分担金というものが発生するかと考えております。その現場等を見ながらどういう形であるのかということについては、調査しながら進めていきたいと考えております。

○中村 慎一議員

今回の災害そのものが、非常に深刻な部分等も出てきていると思っております。地域の浸水被害を受けていらっしゃる方々も心理的にはダメージを受けていらっしゃると思うのですが、地域の被災者の皆さん方の声というのをしっかりと掴んでいただいて寄り添ってもらおうという部分は、是非やっていただきたいと思っております。平成18年度災害の時も私も現職でございましたけれども、現場のほうにずっと入っているいろんな会議がある度にいろんな話を聞きながら、叱られながらやってきておりますが、そういう住民の皆さん方の声そのものを行政機関が聞くという部分は大事じゃないかなと思っておりますので、そういう部分を聞いていただいて、そして今後の災害復旧復興へ取組を進めていただければと思います。いろんな考え方があると思っておりますので、そういったのを事業に反映していただければと思うのですが、町長はそういったところをどのようにお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

当然ながら、今おっしゃられるとおりで私も思っているところであります。しっかりと被災された方々の御意見等は、これをしっかりと聞きながら次の対策に繋げていくと、これは行政の

基本かと考えておりますので、そのようにしたいと考えております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第51号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第51号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年8月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 中 村 慎 一

さつま町議会議員 上別府 ユ キ

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員